

桑名市地域医療対策連絡協議会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、桑名市地域医療対策連絡協議会要綱（平成21年桑名市告示第130号。）第7条の規定に基づき、桑名市地域医療対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴人の定員）

第2条 傍聴人の定員は、15人とする。ただし、協議会の会長が必要であると認めるときは、会議の場所その他の事情を考慮して、その定員を増員することができる。

（傍聴手続き）

第3条 会議の傍聴を希望する場合の手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室すること。
- (2) 傍聴の受付は、開会30分前から開始し、定員になり次第、受付を終了する。なお、受付開始時点において定員を超えている場合は抽選とする。

（係員の指示）

第4条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従うこと。

（傍聴者の守るべき事項）

第5条 傍聴者は、傍聴席では、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (5) 会場内で携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

附 則

この要領は、平成21年7月21日から施行する。